

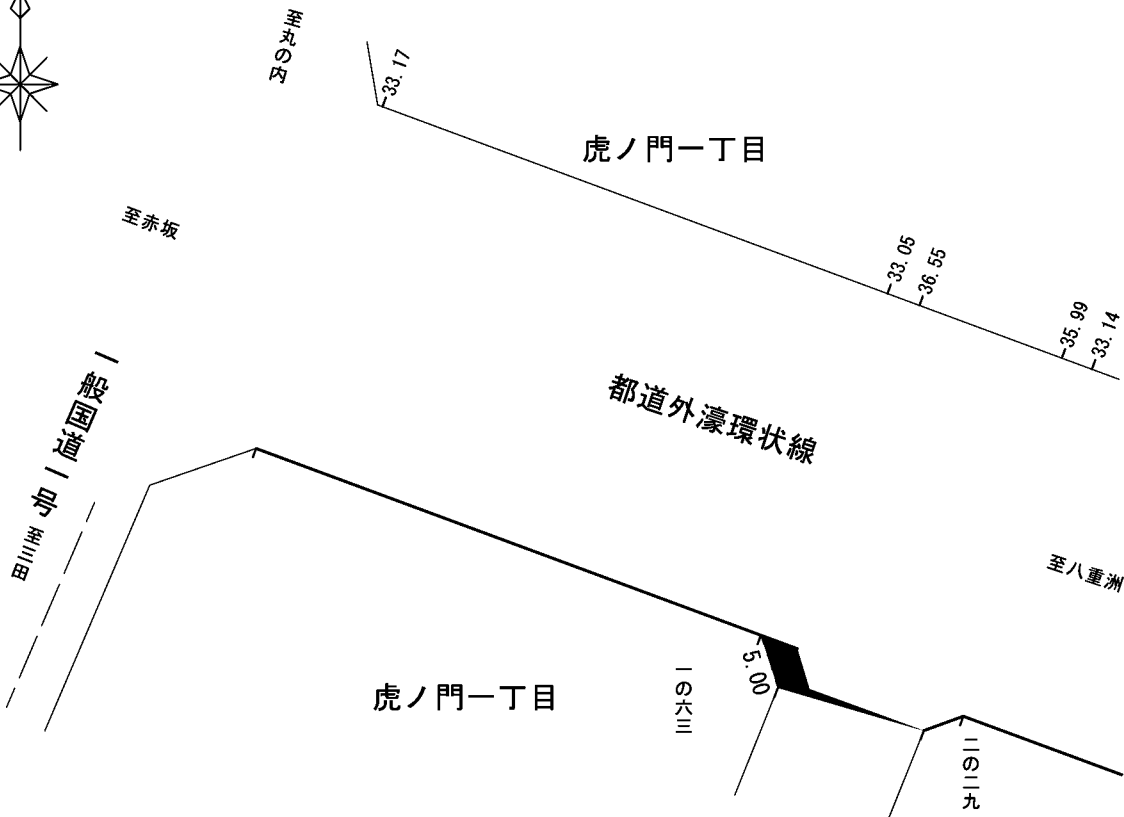
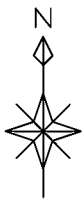
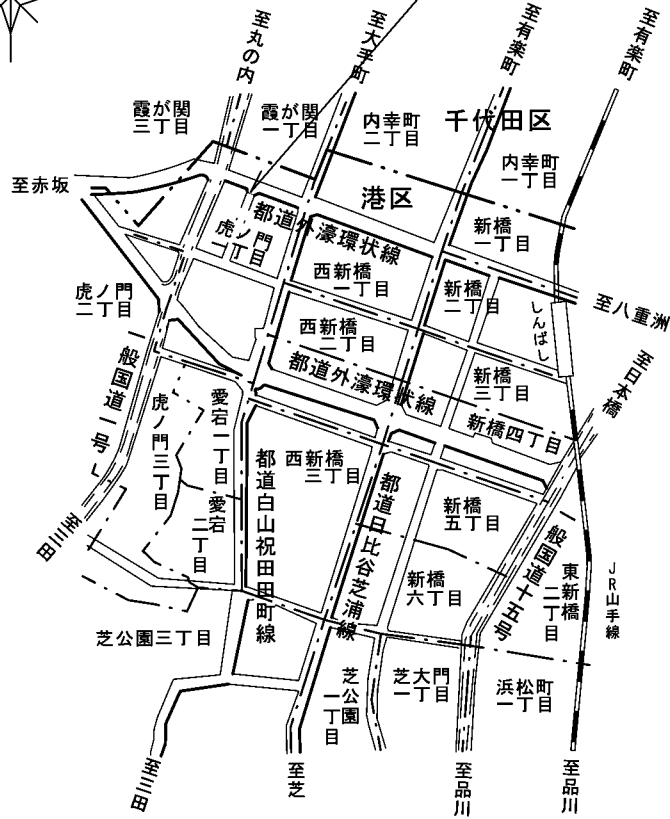
別図

都道外濠環状線区域変更略図  
港区虎ノ門一丁目地内

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 一七・七三メートル  
面積 一五・九七平方メートル

区域変更箇所



●東京都告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 外濠環状

二 供用開始の区間 港区虎ノ門一丁目二番二十九地先から同所一番六十三地先まで

三 供用開始の期日 令和三年三月一日

●東京都告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年三月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

外濠環状

二 占用を制限する区間

港区虎ノ門一丁目二番二十九地先から同所一番六十三地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）  
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年三月二日

●東京都告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 北品川四谷



二 変更の区間 港区南麻布五丁目六十七番四地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

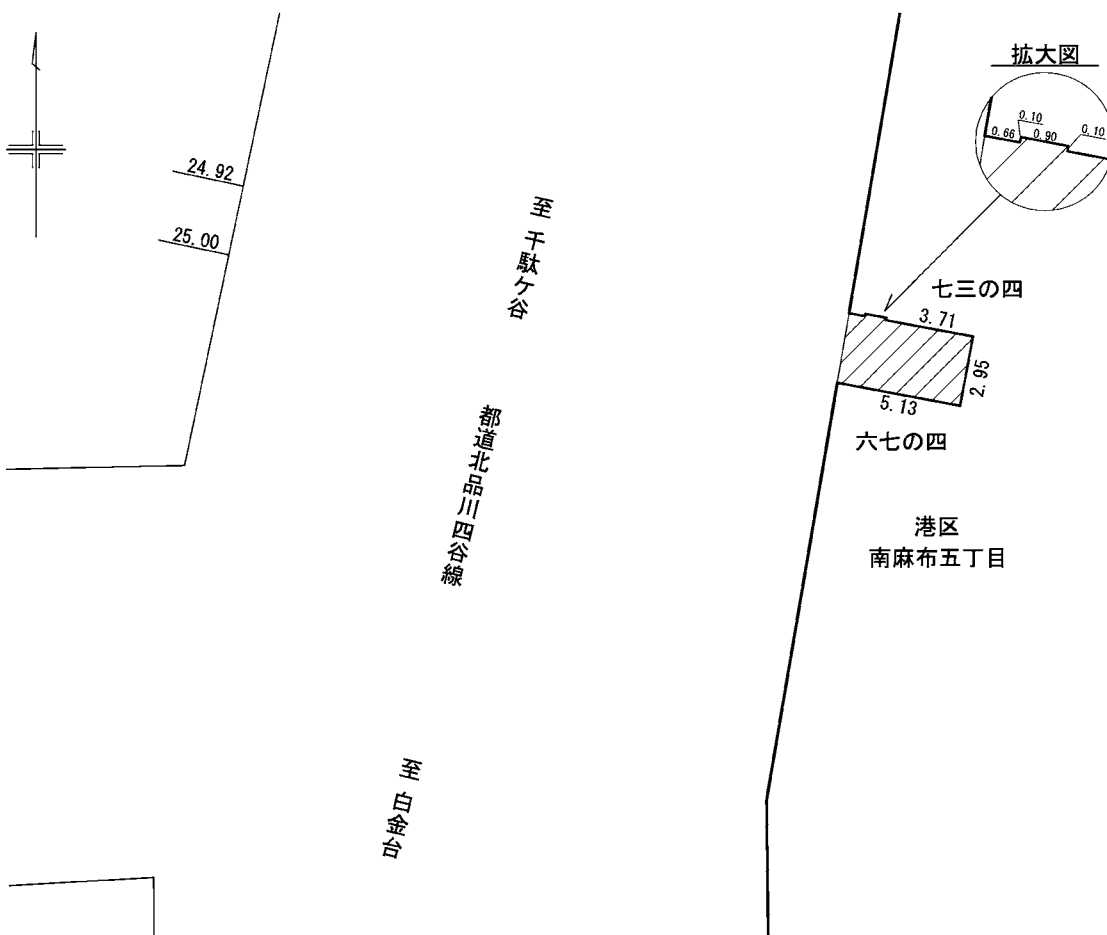
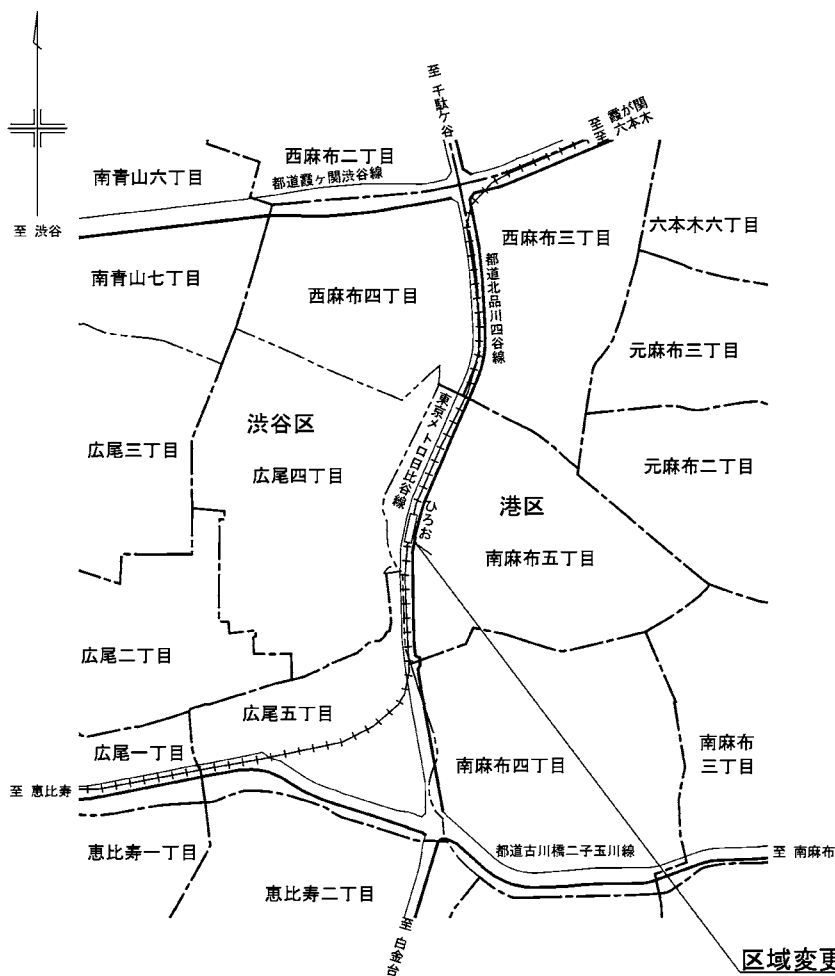
別図

都道北品川四谷線区域変更略図

港区南麻布五丁目地内

 廃止区域  
 都道  
 延長 三・七二メートル  
 面積 一五・四五平方メートル





区域変更箇所



別図

都道立川青梅線 区域変更略図  
都道伊奈福生線  
福生市北田園二丁目くあきる野市草花

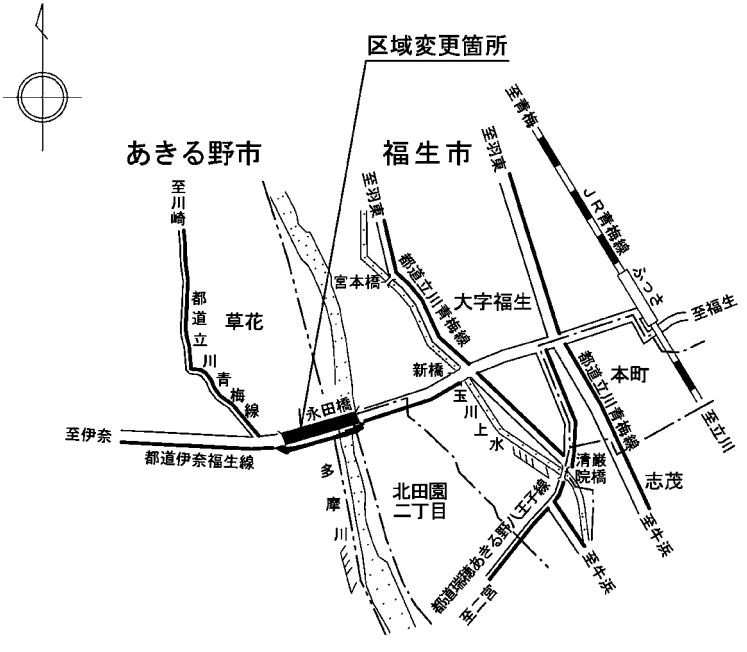
●東京都告示第百九十七号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和三年三月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

	(1) 廃止区域 (2) 都道立川青梅線 延長面積 五、三八八・二九平方メートル		(2) 重用廃止区域 (2) 都道伊奈福生線(都道立川青梅線との重用廃止) 延長面積 五、三八八・二九平方メートル		(2) 重用編入区域 (2) 都道伊奈福生線(都道立川青梅線との重用編入) 延長面積 一九四・三二メートル 四五・三五平方メートル		(1) 編入区域 (1) 都道立川青梅線 延長面積 一九四・三二メートル 四五・三五平方メートル	市道	都道
---	---	---	--	---	---	---	--	----	----

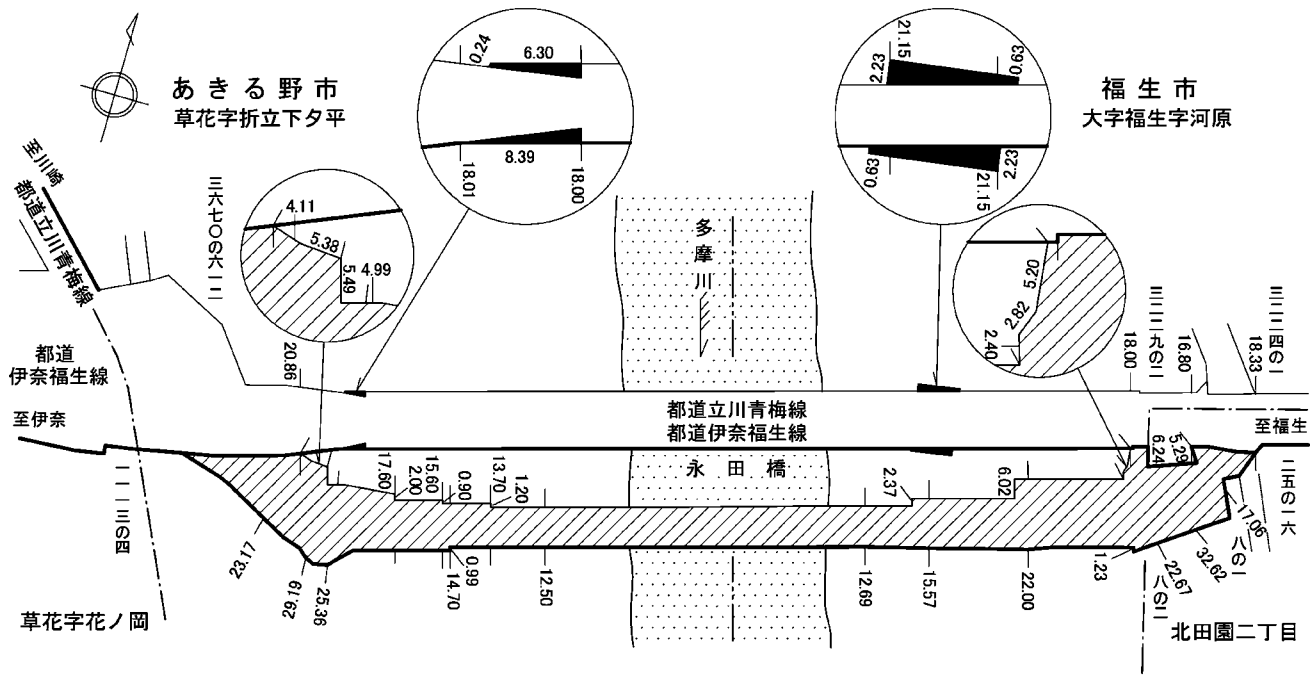
令和三年三月一日  
東京都知事 小池 百合子

(一) 路線名 立川青梅  
(二) 変更の区間 福生市北田園二丁目二十五番十六地先からあきる野市草花字花ノ岡千百十三番四地先まで

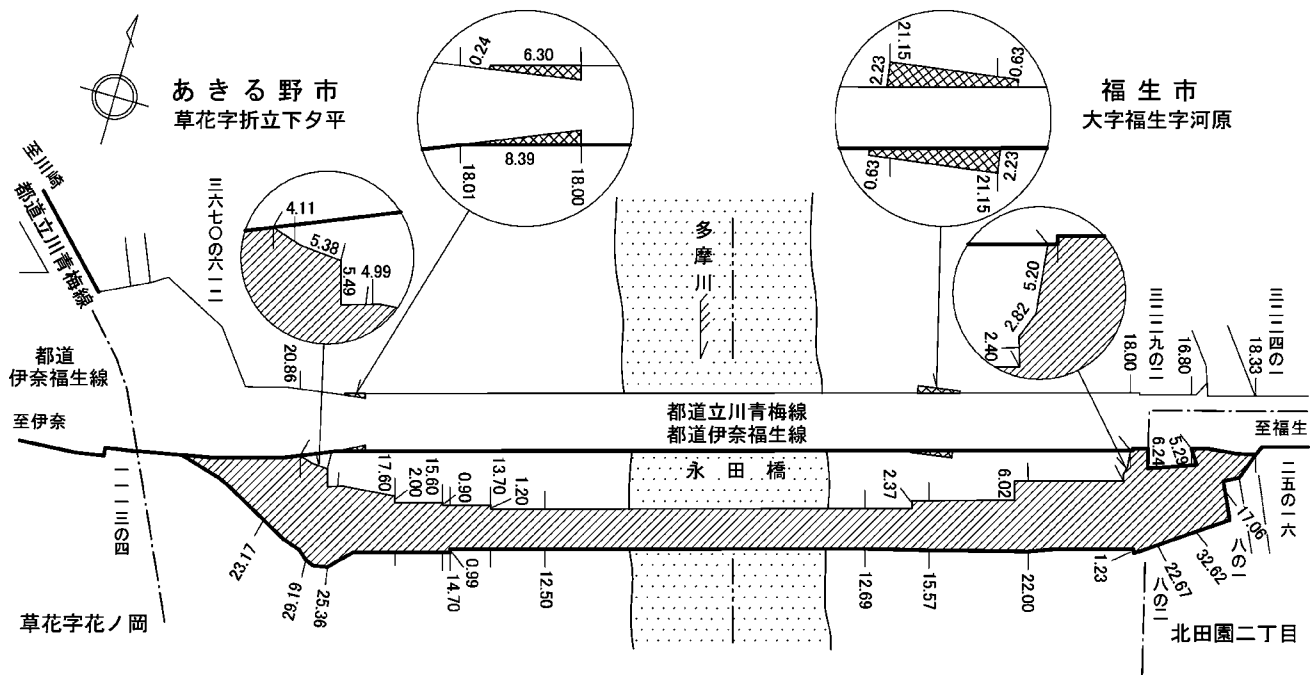
(一) 変更の概要 別図表示(1)のとおり  
(二) 路線名 伊奈福生  
(二) 変更の区間 あきる野市草花字花ノ岡千百十三番四地先から福生市北田園二丁目二十五番十六地先まで  
(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり



(1) 都道立川青梅線



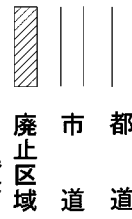
(2) 都道伊奈福生線



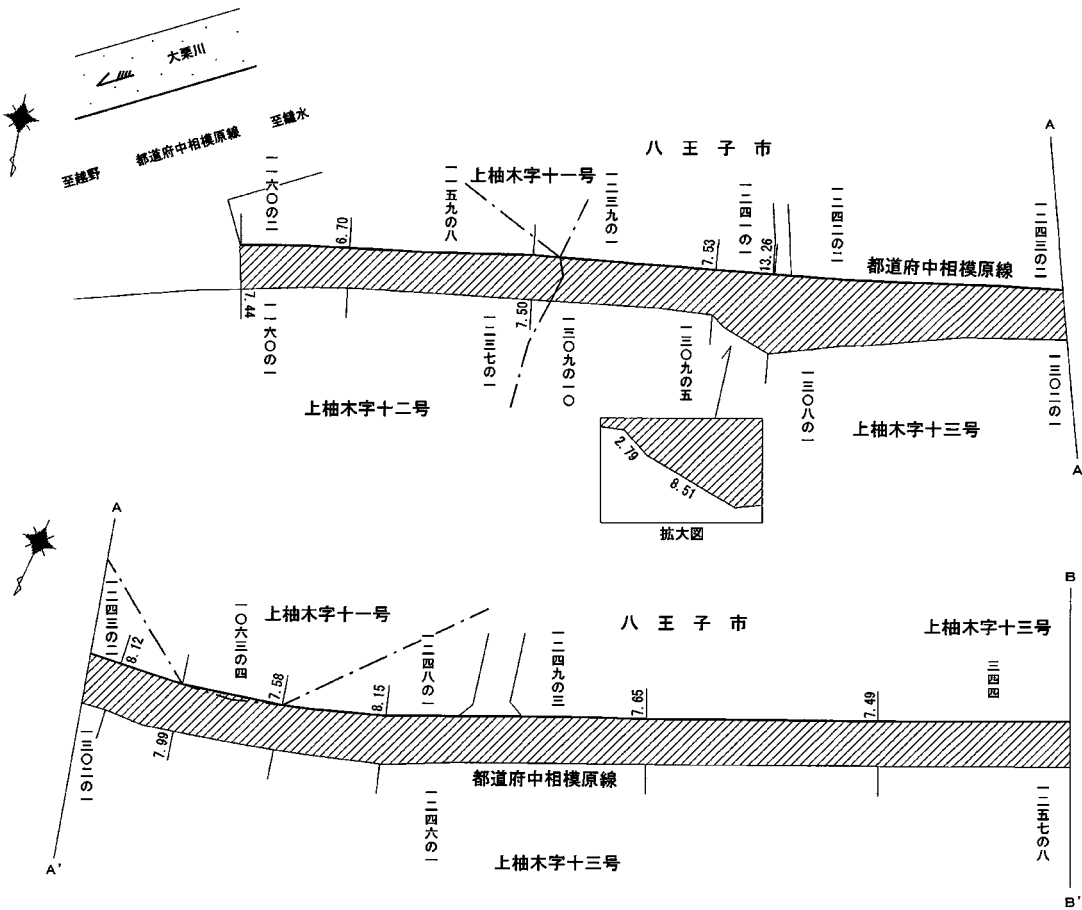
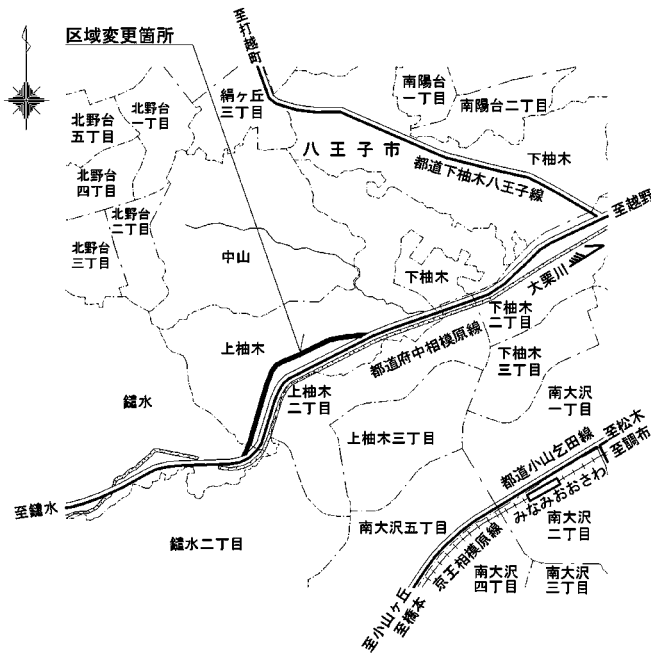
●東京都告示第百九十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和三年三月一日から起算して二週間

別図

都道府中相模原線区域変更略図  
八王子市上柚木・鑑水

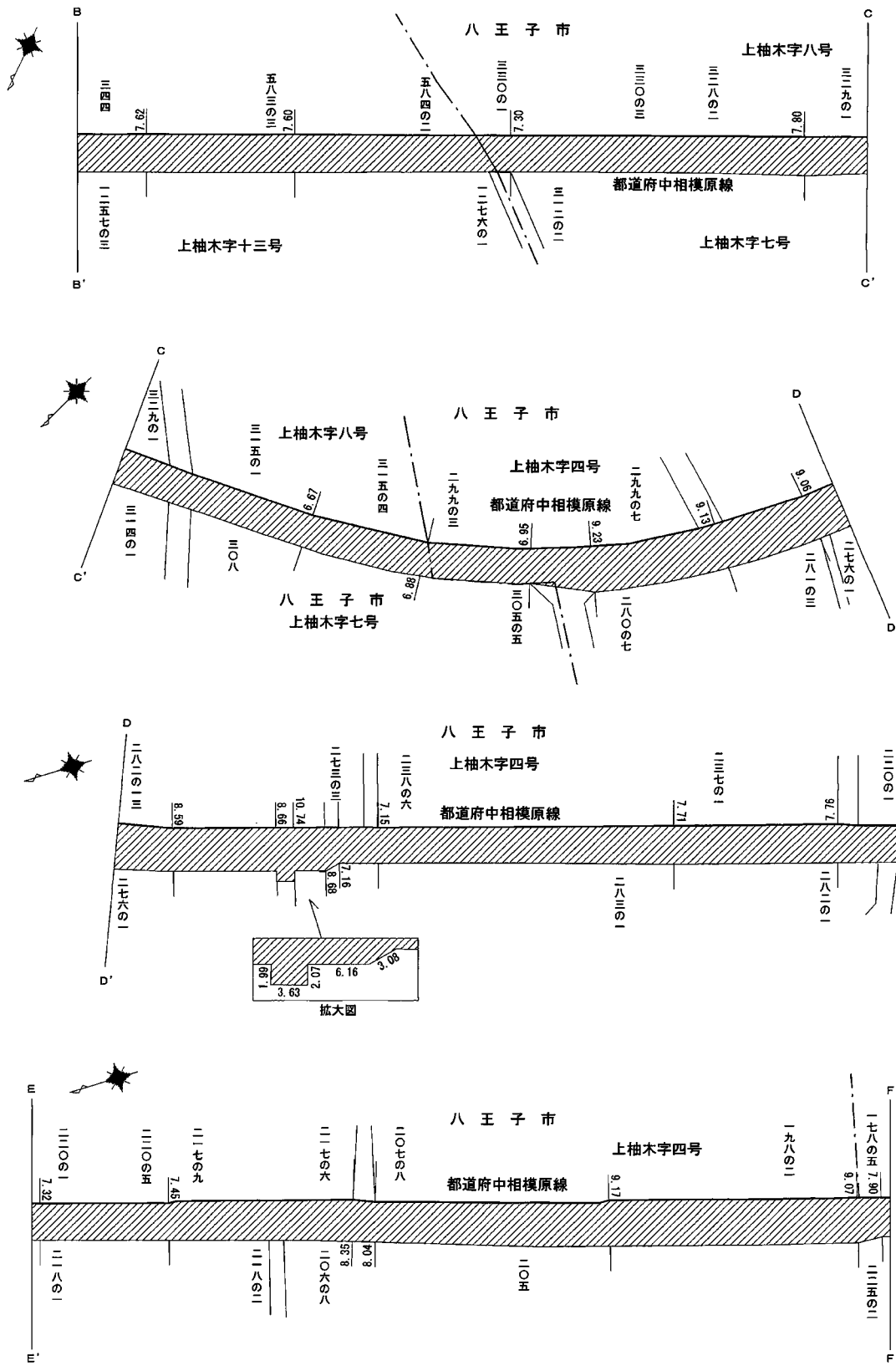


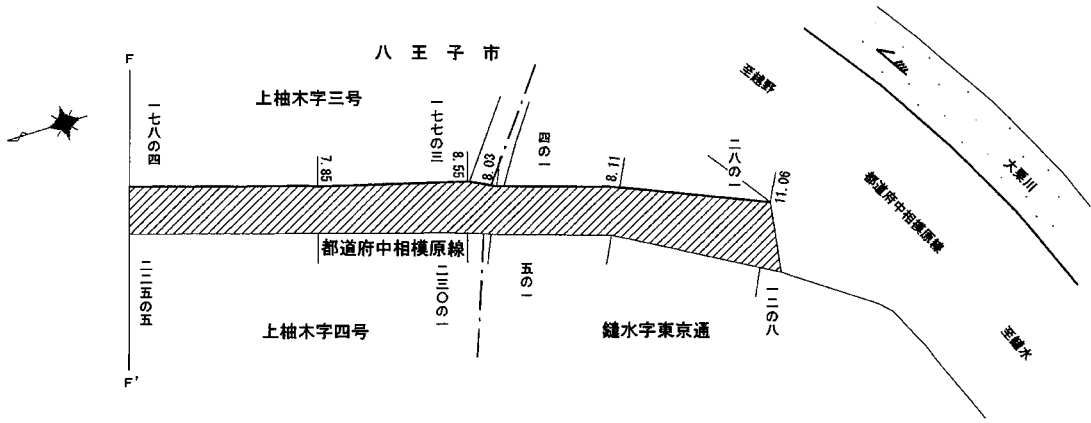
延長 一、〇四一・〇二メートル  
 面積 八、三二八・五七平方メートル



東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和三年三月一日  
 東京都知事 小池百合子  
 府中相模原  
 一 路線名  
 二 変更の区間 八王子市上柚木字十二号千百六十番二地

三 変更の概要  
 先から同市鑑水字東京通十二番八地先まで  
 別図表示のとおり





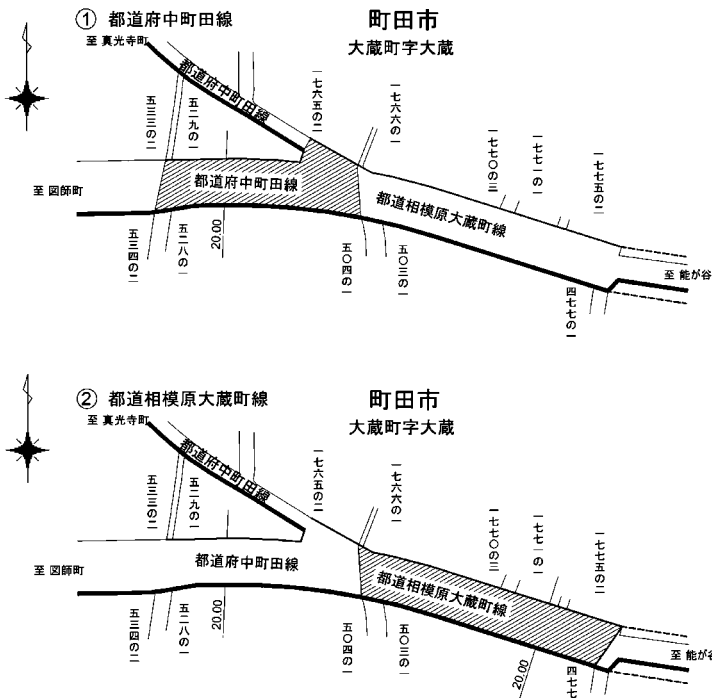
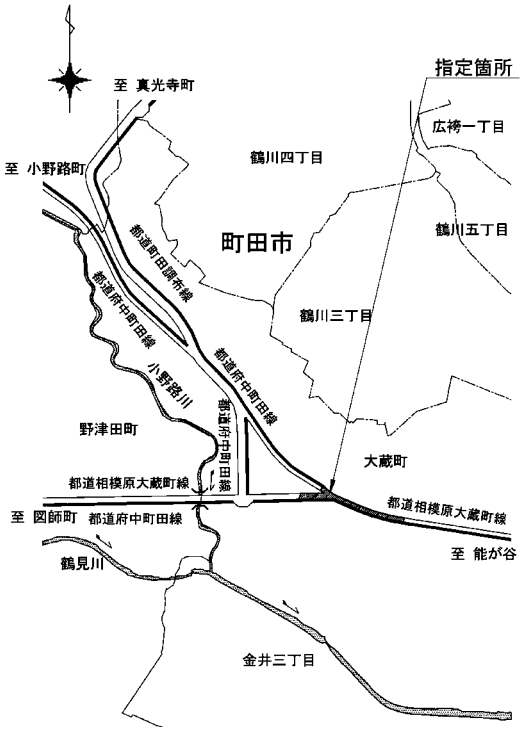


別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道府府中町田線  
都道相模原大蔵町線  
町田市大蔵町地内

- ① 都道府府中町田線 延長 一一七・四一メートル  
(電線共同溝予定名称 府中町田・九号)
- ② 都道相模原大蔵町線 延長 一〇九・〇一メートル  
(電線共同溝予定名称 相模原大蔵町・二号)



●東京都告示第百九十九号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池 百合子

- (一) 路線名 都道府府中町田線
- (二) 指定する区間 町田市大蔵町字大蔵千七百六十五番二地先から同所五百三十四番二地先まで

- (三) 指定の概要 別図表示①のとおり
- (一) 路線名 都道相模原大蔵町線
- (二) 指定する区間 町田市大蔵町字大蔵千七百六十五番二地先から同所四百七十七番一地先まで
- (三) 指定の概要 別図表示②のとおり

出 示 (消)

●東京消防庁告示第2号

火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月1日

東京消防庁  
消防総監 安 藤 俊 雄

第6条の5の次に次の1条を加える。

（消防総監が定める延焼を防止するための措置）

第6条の5の2 条例第11条の2第3項に規定する消防総監が定める延焼を防止するための措置は、次の全てを満たすものとする。

(1) 筐体の厚さが、ステンレス鋼板の場合は20ミリメートル以上、鋼板の場合は23ミリメートル以上であること。

(2) 安全装置として漏電遮断器が設置されていること。

(3) 筐体の体積1立方メートル当たりの内蔵可燃物（電装基板等の可燃物をいう。）の量がおおむね122キログラム以下であること。

(4) 蓄電池、太陽光発電設備その他の延焼の防止上支障を生ずるおそれのある機器が設けられていないこと。

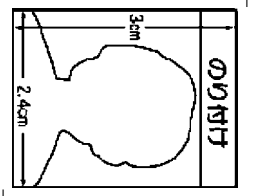
第9条第5項中「無帽無背景の」を「無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、」に改める。

第12条第1項第1号の表中「30」を「1.5」に改める。

別記様式第5号中「印」を削る。

別記様式第8号中

「全面のり付け  
縦 3.0cm  
横 2.4cm  
申請前6月以内に撮影した正面から無帽無背景の写真の三分身像の写真を裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載」



に、

「2 勤務先建物の欄には、現在自衛消防業務に従事している建物の名称及びその所在地等を記入すること。」

「2 勤務先建物の欄には、現在自衛消防業務に従事している建物の名称及びその所在地等を記入すること。」

3 写真は、申請書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。  
に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

●東京消防庁告示第3号

平成24年1月東京消防庁告示第4号（消防法施行令第9条の2の規定により消防総監が指定する地下街と一体とみなす防火対象物）の一部を次のように改正する。

令和3年3月1日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

別表中

新橋駅前ビル2号館 港区新橋二丁目21番1号	同	上
東急東横ビル 渋谷区渋谷二丁目24番1号	渋谷区地下街（しぶちか） 渋谷区道玄坂二丁目1号	

を

新橋駅前ビル2号館 港区新橋二丁目21番1号	同	上
---------------------------	---	---

に

改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

令和三年度技能検定期前実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、令和三年度技能検定期前実施について、次のとおり公告する。

令和三年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び

(一) 学科試験によって行う。  
実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和三年七月十一日(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同年六月七日(月曜日)から同年八月八日(日曜日)まで、その他の職種については同年六月七日(月曜日)から同年九月十二日(日曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和三年七月十一日(日曜日)に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤、フライス盤及びマシンングセンタに係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金に係るものに限る。)、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

令和三年八月二十二日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造(光学ガラス研磨に係るものに限る。)、染色、プラスチック成形(射出成形、インフレーション成形及び真空成形に係るものに限る。)、とび、築炉、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、サッシ施工及び塗装(木工塗装、建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)

るものに限る。)

三級

金属熱処理

単一等級

産業洗浄

令和三年八月二十九日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシンングセンタに係るものに限る。)、鉄工、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作及び商品装飾展示

令和三年九月一日(水曜日)に実施する職種

一級及び二級

写真

令和三年九月五日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

園芸装飾、放電加工、建築板金(内外装板金に係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ、電気機器組立て(回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、鉄道車両製造・整備(内部装、配管装及び電気装に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、ウエルポイント施工、表装及びフラワー装飾

単一等級

溶射、枠組壁建築及び路面標示施工(溶融ペ

イントハンドメーカー工事に係るものに限る。)

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和三年五月三十一日(月曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)  
及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和三年四月五日(月曜日)から同月十六日(金曜日)(必着)まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号一〇一八五二七

千代田区内神田二丁目一番五号東京都産業労働局神田庁舎五階 東京都職業能力開発協会業務課

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会に配布する。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種につ

四 手数料及び納付方法  
 いても受検申請することができる。

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 二級 全ての 一万八千二百円

及び 申請者

三級 以上の級

二級 全ての 申請者

一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、九千二百円)

三級 在校生

一万二千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、三千百円)

在校生 以外

一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、九千二百円)

学科試験 各級 全ての 申請者 三千百円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者には、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、令和三年五月下旬頃までに東京都職業能力開発協会から郵送される請求書に基づき、振込みにより納付するものとする。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠

五 合格発表  
 席等の理由があっても返還しない。

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和三年七月十一日(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同年八月二十七日(金曜日)に、その他の職種については同年十月一日(金曜日)に、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット (<https://www.hatarakumetro.tokyo.jp/>) に掲載する。

なお、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区内神田一丁目一番

五号 東京都産業労働局神田庁舎五階 電話〇三(六六三

一) 六〇五二

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新

宿二丁目八番一号 電話〇三(五三三〇) 四七二七

令和三年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第

二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和三年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施について、次のとおり公告する。

令和三年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 職種

(一) 随時二級

さく井、機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、工場板金、機械検査、ダイカスト(ホットチャンネルダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(変圧器組立てに係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、印刷、製本、石材施工(石張りに係るものに限る。)、パン製造、建築大工、左官、タイル張り、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装及び塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)

(二) 随時三級

さく井、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具

製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形（圧縮成形及び射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装

(三) 基礎級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、石材施工（石張りに係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時三級の試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 実施等級等

技能検定は、前記の職種について随時二級、随時三級及び基礎級に区分し、学科試験及び実技試験によって行う。

三 実施期日、実施場所等

(一) 実施期日

令和三年四月一日（木曜日）から令和四年三月三十一日（木曜日）までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

あらかじめ受検申請者宛て送付する。ただし、判断等試験（旧・要素試験）及び計画立案等作業試験（旧・ペーパーテスト）に係るものを除く。

四 受検申請の手續

(一) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）及び身分証明書の写し

(二) 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和三年四月一日（木曜日）から令和四年三月三十一日（木曜日）（当日消印有効）まで。ただし、東京都職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けない。

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。  
郵便番号一〇一八五二七

千代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神田庁舎五階 東京都職業能力開発協会指導課

田代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神田庁舎五階 東京都職業能力開発協会指導課

(四) 受検申請に関する注意事項

申請書は、東京都職業能力開発協会に配布する。

五 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 各級 各職種 一万八千二百円

学科試験 各級 各職種 三千円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書及び身分証明書に添えて納付するものとする。実技試験又は学科試験の免除資格を有する者が免除を受けようとする場合は、その手数料の納付を要しない。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつても返還しない。

六 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業能力開発課から、学科試験又は実技試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、東京都知事名の合格証書を交付する。

七 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区内神田一丁目一番五号  
東京都産業労働局神田庁舎五階 電話〇三(六六三)一六〇五四

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一七

指定代理納付者の指定について

次の者を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の指定代理納付者に指定したので公告する。

令和三年三月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

PayPay株式会社

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

